

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市北野南三丁目三番二三地 先から同市三ヶ島一丁目一〇三 五番八地先まで		区 間
一〇・五〇ㄱ 一六・〇八	六・九一ㄱ 一二・一二	敷地の幅員 (メートル)
二八一・一五		延長 (メートル)
		備 考